

第11 第15条の2及び第15条の3

(拒絶理由の通知)

第十五条の二 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、商標登録出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第十五条の三 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。

1. 拒絶理由の通知について

(1) 2以上の拒絶の理由を発見した場合

2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする。

(2) 新たな拒絶の理由を発見した場合

第16条に規定する政令で定める期間に、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。

2. 第15条の3第1項によって通知をした理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した先願商標が登録された後に行うものとする。

3. 拒絶理由の通知で引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があったとしても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○商標審査便覧

40.01 先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知